平成２２年（フ）第１６０７号
神戸市須磨区須磨浦通６丁目１番30号新井ハイツ202号
債務者　日山　輝夫
1　決定年月日時　平成22年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月18日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２８号
鳥取県東伯郡琴浦町大字赤碕31番地16
債務者　陳　里英子
1　決定年月日時　平成22年12月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月18日まで
鳥取地方裁判所倉吉支部

平成２２年（フ）第８８号
鳥取県東伯郡湯梨浜町大字旭404番地
債務者　片岡　富代
1　決定年月日時　平成22年12月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月18日まで
鳥取地方裁判所倉吉支部

平成２２年（フ）第１８９号
広島市安佐北区亀山西２丁目７番７号
債務者　大下　俊子
1　決定年月日時　平成22年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月18日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１２７１号
広島市西区東観音町28―８、住民票上の住所
広島市西区東観音町25番４号
債務者　松河セツミ
1　決定年月日時　平成22年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月18日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１６１１号
広島市東区曙２丁目７番７号、申立時の住所
広島市中区十日市町２丁目４番11―207号
債務者　山口　元治
1　決定年月日時　平成22年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月18日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１６５９号
広島市西区南観音５丁目１番32－302号
コーポ増尾
債務者　木村　英樹
1　決定年月日時　平成22年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月18日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１６６３号
広島市安佐北区亀山５丁目９番４―103号
サンパティーク亀山
債務者　寺下　　渚
1　決定年月日時　平成22年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月18日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１７４３号
広島市南区仁保１丁目８番17―402号
債務者　倉本　征二
1　決定年月日時　平成22年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月18日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１７４６号
広島市中区大手町５丁目14番16―503号
債務者　中俣雄一朗
1　決定年月日時　平成22年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月18日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１７４７号
広島市安芸区阿戸町6951番地７
債務者　一反田亜希
1　決定年月日時　平成22年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月18日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１７５０号
広島市西区東観音町19番３号
債務者　竹内　浩司
1　決定年月日時　平成22年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月18日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１７６５号
広島市西区庚午中３丁目12番15―504号
債務者　枝廣　浩治
1　決定年月日時　平成22年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月18日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１７９１号
広島市西区己斐西町19番22―203号
債務者　高木　孝惠
1　決定年月日時　平成22年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月18日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１８０６号
広島市南区皆実町５丁目10番32号
債務者　岡崎　晴美
1　決定年月日時　平成22年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月18日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１６７号
福岡県嘉麻市鴨生122番地25、前住所福岡県嘉麻市鴨生11番地20
債務者　清水　智美
1　決定年月日時　平成22年12月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月18日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２２年（フ）第１７３号
福岡県飯塚市綱分346番地11、前住所福岡県鞍手郡小竹町大字新多1419番地の25
債務者　村田　　清
1　決定年月日時　平成22年12月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月18日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部